

奈良市公告第57号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

令和7年4月11日

奈良市長 仲川 元庸

1. 入札に付する事項

- (1) 入札名 戸籍振り仮名対応関連業務委託に係る一般競争入札
- (2) 業務場所 奈良市役所本庁舎 101会議室、103会議室の一部
- (3) 履行期間（予定）

ア. コールセンター業務

令和7年8月1日から令和7年9月30日

イ. 臨時窓口業務

令和7年8月1日から令和7年10月31日

ウ. システム入力等業務

令和7年8月1日から令和7年10月31日

※令和7年8月1日から開始することを予定しているが、振り仮名の通知書発送等状況により前後する場合がある。

- (4) 業務内容 詳細については別紙「戸籍振り仮名対応関連業務委託仕様書」の通り

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和7年度に本市が発注する物品購入等入札参加資格者であり、公告日において次の条件に定める基準を全て満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (4) 国税の未納がないこと。本店、支店、営業所等が本市に存する場合は、市税の未納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条2号に掲げる暴力団、同条6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 過去5年間に本市又は人口10万人以上の地方自治体において、市民対応を要する戸籍事務窓口業務もしくは戸籍入力業務の契約履行実績（2件以上）があること。
- (7) 過去5年間に本市又は人口10万人以上の地方自治体において、市民対応を要する

戸籍事務窓口業務もしくは戸籍入力業務の現場責任者として1年以上従事した実績のある者を現場責任者として配置できること。

- (8) プライバシーマークの付与認定及びI SMS (I S O / I E C 2 7 0 0 1 又は J I S Q 2 7 0 0 1) の認証を取得していること。
- (9) 別紙「戸籍振り仮名対応関連業務委託仕様書」に基づく業務が確実に履行できること。

3. 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除する。

4. 仕様書等を示す日時及び場所

- (1) 配付期間 公告日以降から令和7年4月24日(木)まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)で規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)
- (2) 配布場所 奈良市市民課(紙媒体での配布)
掲載場所 奈良市ホームページ内(ダウンロード可)

5. 入札参加申請

入札参加申請書等に必要事項を記載し、必要書類を添えて、直接持参又は郵送により提出すること。電子メール・FAXでの提出は認めない。

- (1) 入札参加をする者は、次の書類を各1部提出すること。

ア 一般競争入札参加申請書

イ 「入札参加承認(不承認)書」郵送用の返信用封筒(切手付き)

ウ 会社概要(様式は自由) ※パンフレットでも可

エ 業務実績調書

過去5年間(令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間)に、本市又は人口10万人以上の地方自治体において、市民対応を要する戸籍事務窓口業務および戸籍入力業務の契約実績(2件以上)を確認できる書類(契約書の写し等)

オ 業務管理体制調書

カ プライバシーマーク付与認定及びI SMS (I S O / I E C 2 7 0 0 1 又は J I S Q 2 7 0 0 1) の認証を取得していることを証明する書類の写し

- (2) 入札参加申請方法

公告日以降から令和7年4月24日(木)まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、奈良市市民部市民課に(1)に記載の書類を持参すること。なお、事前に必ず来庁日時の連絡をすること。

また、郵送の場合は、書留等の配達記録が残る方法にて、提出期間内に必着とし、郵送で提出した旨を、「10(5)入札に関する問合せ先」まで電話連絡をし、到達確認をすること。

なお、受付期間内に申請書等を提出しなかった者は、この入札に参加できない。

(3) 入札参加者の承認

入札参加申請を行った者には、令和7年4月28日（月）までに通知する。後に入札参加不適格要件が判明した場合は、この入札に参加できない。

(4) 入札を辞退する場合

一般競争入札参加申請書を提出した者で、本入札に参加しないことになった場合は、入札日までに入札辞退届を提出すること。

6. 仕様書等の質疑に関する事項

(1) 仕様書等に関して質疑のある場合は、質問書に質問事項を記入の上、電子メールにて提出すること。また、電子メールの件名には「【一般競争入札質問書】 戸籍振り仮名対応関連業務」と記載すること。

ア 提出期限 令和7年4月18日（金） 午後4時まで。

イ 送付先メールアドレス shimin@city.nara.lg.jp

(2) 電子メール送付後、「10（5）入札に関する問合せ先」へ電話にて到達確認の連絡を行うこと。

(3) 質問書に対する回答は、令和7年4月23日（水）までに奈良市ホームページに掲載する。また、電話や訪問等による問い合わせには応じない。

7. 入開札の場所及び日時

(1) 場所 奈良市役所 入札室

(2) 日時 令和7年5月8日（木） 午後1時00分

8. 入札に関する事項

(1) この入札は、奈良市契約規則及び法令に定めるものの他、この条件の定めるところによる。

(2) 入札方法

入札の方法は、持参入札とする。入札書に金額を記載し、封筒に入れて封印（セロハンテープ不可）し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記載すること。

(3) 代理入札の場合は、年間を通じて委任されている者以外の者は、入札執行前に必ず「委任状」を提出すること。提出のない場合は、入札できないものとする。

(4) 入札金額は、契約期間中の委託料の総額を記入すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札回数 再度入札は1回を限度として行う。

(6) 入札者の不正行為その他の理由により、この入札を執行することが不相当であると認めるときは、執行をとりやめる。また、入札執行後においても、落札決定を保留し、

入札を取り消す場合がある。

(7) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 委任状を持参しない代理人等による入札(年間を通じて委任されている者を除く。)
- ウ 入札書に署名又は記名押印のない入札
- エ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- オ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- カ 入札金額を訂正した入札
- キ 入札書に業務名のない、又は間違いのある入札
- ク 入札書の日付が入開札日でない入札
- ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

9. 落札者の決定方法に関する事項

奈良市契約規則第10条の規定により設定された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10. その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によるものとする。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとする。
- (3) 本入札資料を通じて知りえた情報は、本入札参加以外の目的では使用しないこと。
- (4) 提出された書類は返却しない。また、提出書類は本入札にのみ使用し、他の目的には使用しない。
- (5) 入札に関する問合せ先

奈良市 市民部 市民課

奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話 0742-34-1111 (代表)

0742-34-4730 (直通)

内線 2613 (戸籍窓口係)